

資料提供	
令和5年5月19日	
担当課	障害福祉課
担当者	原田・北東
電話	073-441-2537

## 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業所の指定取消し等について

### 1. 行政処分を受ける者

- (1) 事業者名  
有限会社マムフェローファーム（和歌山県紀の川市広野 54 番地の 1）  
代表取締役 厚地 恵太
- (2) 事業所及び所在地  
フローリスタ（和歌山県紀の川市広野 54 番地の 1）
- (3) サービスの種類  
就労継続支援 B 型
- (4) 指定年月日  
令和 3 年 3 月 1 日

### 2. 行政処分の内容

- (1) 処分の内容：県知事指定の取消し（取消年月日：令和 5 年 7 月 1 日）
- (2) 処分決定日：令和 5 年 5 月 19 日

### 3. 行政処分の理由

- (1) 不正請求（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 50 条第 1 項第 5 号）  
一部の利用者について、実際の利用日数を超える利用日数を算定し、故意に実態と異なる過度な訓練等給付費の請求を行った。  
（不正請求期間：令和 3 年 9 月から令和 4 年 11 月分まで）
- (2) 虚偽報告（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 50 条第 1 項第 6 号）  
県の監査において、事業者は利用者に交付した工賃明細書の内容と異なる虚偽の工賃明細書、サービス提供記録票等の帳簿書類を県へ提出した。

### 4. 県が算定した不正請求額

約 130 万円

※ 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 8 条第 2 項に基づき、上記金額を返還させるほか、その返還させる額に 100 分の 40 を乗じて得た額を返還請求することができる。